

建物状況調査依頼申込書（兼受取証）

 住宅保証機構株式会社

住宅保証機構株式会社 宛

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第八十一号）第2条第4項に規定する既存住宅状況調査であって、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第八十二号）に基づく調査について、建物状況調査委任契約約款及び注意事項等を確認した後、以下により依頼申込みます。調査実施前までに調査対象住宅に関する基本的な情報等について変更がある場合は、当該変更に関する関係書類を提出します。

ご注意 白又キ部分は必須項目です。必ずご記入下さい。	調査依頼申込日	20 年 月 日	申込受付番号 (兼調査依頼申込番号)	
	申込者（委任者）	住所 氏名または商号 代表者名	フリガナ 〒	注意事項等、個人情報の取り扱いに関する事項に同意し、申込みます。 印
	事業者登録番号			
	代表電話番号	—		
	申込内容	同時に依頼申込む保険の種類等	<input type="checkbox"/> まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型）の申込と同時に依頼申込みます。 <small>どちらかに必ずチェック</small> <input type="checkbox"/> まもりすまい既存住宅保険（仲介業者保証型）の申込と同時に依頼申込みます。	
調査対象住宅	調査対象住宅の概要及び担当者情報	<input type="checkbox"/> 上記のまもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型または仲介業者保証型）の申込内容と同じ。 <small>必ずチェック</small>		
	住宅所有者（売主）	フリガナ <input type="checkbox"/> 申請者は、調査を実施することにつき、住宅所有者（売主）等の承諾を得ています。（承諾書を添付）		

注意事項等（裏面もあります）

建物状況調査は、まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型・仲介業者保証型）の申込後に行われる現場検査（ただし、工事中に実施する場合を除きます。給排水管路等のオプション調査は現場検査の実施内容に従います。）と同時に実施するものです。建物状況調査を実施した住宅について瑕疵がないことを保証するものではありません。

また万一、検査実施箇所について不具合が生じた場合でも、まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型・仲介業者保証型）契約が締結されていない限り、保険金を請求することはできません。

まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型・仲介業者保証型）の申込手続きと同時に行ってください。

■お申込の条件・調査の概要等

まもりすまい既存住宅保険の登録事業者である宅建業者様からのお申込をお受けします。

国土交通省登録団体である住宅瑕疵担保責任保険協会開催の講習内容に基づき、調査を実施し、告示で定められた「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」及び報告書を作成いたします。

建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）及び報告書は、調査完了後、5営業日を目途に、電子データ（PDF）に変換してインターネット経由で送付し、これをもって業務の完了とします。

より詳細な調査の実施、業務完了時の報告の実施（口頭による報告を含みます。）、報告書等の再発行等については、別途追加費用が発生します（別途お見積りが必要となります）。また、詳細調査等をお受けできない場合があります。

※ 受付窓口の受付印（日付印）のある写しを「受取証」として交付いたします。まもりすまい既存住宅保険の申込内容等と併せて確認完了後に「請求書」を交付いたします。

受付内容	特定取次店名	特定取次店連絡先		
	事務機関名	事務機関連絡先		
	<備考>	特定取次店	事務機関	住宅保証機構

注意事項等

■建物状況調査の内容（共通事項）

本調査は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に適合する既存住宅状況調査であり、調査対象となる住宅について、目視を中心とした非破壊調査により、劣化事象等の状況を把握するものです。

そのため、本調査では次の行為は行っておりません。

- ① 設計図書等との照合をすること
- ② 現行建築基準関係規定の違反の有無を判定すること
- ③ 耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について当該住宅が保有する性能の程度を判定すること
- ④ 劣化事象等が建物の構造的な欠陥によるものか否か、欠陥とした場合の要因が何かといった瑕疵の有無または原因を判定すること

■建物状況調査の結果の概要（調査報告書用）についての注意事項（共通事項）

1. 本調査結果は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものではありません。
2. 本調査結果の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。
3. 住宅には、経年により劣化が生じます。本調査結果の判定をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。なお、住宅に生じている経年劣化の状態は過去のメンテナンスの実施状況等により異なります。
4. 本調査結果は建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
5. 本調査結果の一部または全部を、無断で複製、転載、加工、模造及び偽造することを禁じます。
6. 本調査結果を依頼主に無断で第三者が利用することを禁じます。また、本調査の受任者は、既存住宅売買瑕疵保険の申請を目的として、本調査結果を委任者の承諾等を得て住宅瑕疵担保責任保険法人へ提出することがあります。
7. 本調査と付随して行われる業務およびサービス（仲介・媒介およびリフォーム工事等）に係る調査概要、費用の見積りならびに改修工事の方法等が提示される場合は、その内容と本調査結果とは関係ありません。
8. 本調査結果は、既存住宅瑕疵担保責任保険に加入したことを証するものではありません。既存住宅瑕疵担保責任保険の加入にあたっては、別途手続きが必要です。

■本調査結果についての注意事項（個別事項）

1. 調査対象となった住宅の売買、交換または賃借（以下「売買等」という。）を行う場合には、本調査結果を、当該売買等に係る宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条の規定による重要事項の説明等（以下「重要事項説明等」という。）に用いるため、当該売買等を媒介する宅地建物取引業者に提供することができます。